

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例（案）に対する意見募集について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取り扱いや、誹謗中傷等は許されないものであり、こうした差別や偏見の解消に取り組むことが必要です。その実現のため、石川県では、差別等を行ってはならないとの理念を明確にするとともに、県の責務や事業者等の役割を規定した条例を制定することとしております。つきましては、条例の概要について、広く県民の皆様からの意見を募集します。

2 概要

(1) 募集期間

令和3年1月22日（金）～令和3年2月5日（金）
（郵送については、2月5日（金曜日）必着です。）

(2) 資料

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する条例（案）の概要

①県のホームページに掲載

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/index.html>

②次の各機関において、閲覧、入手できます。

- ・総務部総務課人権推進室（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁3階）
- ・行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階）
- ・小松県税事務所（小松市園町ハ108番地の1）
- ・中能登総合事務所（七尾市小島町二部33）
- ・奥能登総合事務所（輪島市三井町洲衛10部11番1）

3 提出方法及び提出先

意見提出様式に氏名、住所、意見等を記入の上、下記のいずれかの方法で提出。
（電話、口頭での意見は不可。）

- (1) 郵送：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県総務部総務課人権推進室
- (2) F A X：076-225-1234
- (3) 電子メール：e110300b@pref.ishikawa.lg.jp

4 意見の取扱い

- (1) 提出された意見は、本条例の制定にあたっての参考とする。
- (2) 意見の概要とそれに対する県の考え方については、後日公表する。
なお、意見に対する個別の回答は行わない。
- (3) 個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表しない。

石川県新型コロナウイルス感染症に係る差別の解消の推進に関する 条例（案）の概要

1. 制定の趣旨

- ・新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取り扱いや、誹謗中傷等は許されないものであり、こうした差別や偏見の解消に取り組むことが必要である。その実現のため、差別等を行ってはならないとの理念を明確にするとともに、県の責務や事業者等の役割を規定した条例を制定する。

2. 目的

- ・新型コロナウイルス感染症に係る不当な差別的取り扱いや誹謗中傷等が行われない社会を実現することを目的とする。

3. 不当な差別的取扱い等の禁止

- ・何人も、不当な差別的取扱い、誹謗中傷、その他これらに類する行為を行ってはならない。

4. 県の責務

- ・県は、啓発、教育その他の必要な措置を講ずるものとする。
- ・県は、相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

5. 事業者の役割

- ・事業者は、従業員に対して教育その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6. 県民の役割

- ・県民は、県などが講ずる施策及び必要な措置に協力するよう努めるものとする。